（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、米国は景気が緩やかに回復、雇用や個人消費も堅調に推移し、欧州も緩やかながら景気回復の兆しが見え始めました。中国も成長率は鈍化したものの安定した経済成長を持続し、新興国も緩やかながら景気の拡大傾向が続きました。

また、国内経済は、消費税増税後個人消費の低迷が長期化しましたが、下期以降、企業業績の回復に加えて、雇用・所得環境にも改善が見られました。

当社グループの主要需要業界におきましては、海外で自動車や建設機械等の需要が堅調に推移し、国内においても工作機械や液晶・半導体業界等の需要が堅調に推移しました。

このような状況下、当社グループの当連結会計年度における売上高は、前年度比36億円増（6.4%増）の600億８千９百万円となりました。

損益面では、継続的な生産性改善や為替の影響もあり、営業利益は、38億７千９百万円と前年度比10億３千８百万円（36.6%増）の増益となりました。

また、持分法適用会社の業績も堅調に推移したこと及び為替の影響もあり持分法投資利益が前年度比６億９千６百万円増加しました。この結果、経常利益は、95億１千８百万円と前年度比17億８千１百万円の増益（23.0%増）となりました。当期純利益は、74億５千８百万円と前年度比17億３千７百万円の増益（30.4%増）となりました。

報告セグメント別の業績は、次のとおりであります。

①　ベルト・ゴム製品事業

主力のベルト製品は、海外では、印刷製本機、郵便機向け等の搬送用ベルトが堅調に推移しました。中国の繊維機械向けは低調でしたが、金融機器向けは比較的堅調に推移しました。国内では、半導体・液晶業界向けや産業ロボット向けが堅調に推移しました。ゴム製品も、工作機械向けのシール製品が回復、一方、関連会社向けのゴム素材製品は低調に推移しました。

以上の結果、売上高は237億５千６百万円と前年度比８億５千７百万円の増加（3.7%増）となりました。セグメント利益は、21億８千１百万円と前年度比３億５千１百万円の増加（19.2%増）となりました。

② ホース・チューブ製品事業

建設機械、産業車両向け油圧ホース製品は、国内外ともに堅調に推移しました。自動車部品では、海外のトラック向けエアブレーキ製品や自動車用燃料チューブが堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は260億７千３百万円と前年度比25億５千万円の増加（10.8%増）となりました。セグメント利益は、24億２千２百万円と前年度比５億２千４百万円の増加（27.6%増）となりました。

③ その他産業用製品事業

空調製品では、上期は消費税増税の影響もあり低調に推移しましたが、下期に交換需要、新築需要とも回復しました。感温性粘着テープは、国内のセラミックコンデンサ業界の需要が堅調に推移、また、新しい用途向けの生産がスタートしました。

以上の結果､売上高は69億７百万円と前年度比１百万円の減少（0.0%減）となりました。セグメント損失は、４億５百万円と前年度比１億２千８百万円の悪化となりました。

④ 不動産事業

一部テナントの退去や賃料改定の影響により、売上高は９億８千８百万円と前年度比１千７百万円の減少（1.7%減）となりました。セグメント利益は、修繕費用の減もあり ３億８千３百万円と前年度比７百万円の増加（1.9%増）となりました。

⑤ 経営指導事業

経営指導の対象となる関連会社の主要ユーザーの業界が堅調に推移したため、売上高は11億１千２百万円と前年度比２億１千１百万円の増加（23.5%増）となり、セグメント利益は、８億７千９百万円と前年度比１億６千９百万円の増加（23.9%増）となりました。

⑥ その他

「その他」の区分に含まれる自動車運転免許教習事業や北海道における山林事業で構成されるその他の事業の売上高は12億５千１百万円と前年度比１百万円の減少（0.1%減）となりましたが、セグメント利益は、１億円と前年度比７千６百万円の増加（318.2%増）となりました。

報告セグメント別売上高

事業別	前期		当期		前年度比増減	
	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	増減率 %
ベルト・ゴム製品事業	22,898	40.5	23,756	39.5	857	3.7
ホース・チューブ製品事業	23,522	41.6	26,073	43.4	2,550	10.8
その他産業用製品事業	6,909	12.3	6,907	11.5	△1	△0.0
不動産事業	1,005	1.8	988	1.6	△17	△1.7
経営指導事業	901	1.6	1,112	1.9	211	23.5
その他	1,252	2.2	1,251	2.1	△1	△0.1
合計	56,489	100.0	60,089	100.0	3,600	6.4

（注）第２四半期連結会計期間より、平成26年７月１日付けの組織変更に伴う管理区分の見直しを行い、従来「その他産業用製品事業」に含めておりましたメカトロ製品を「ホース・チューブ製品事業」に含めております。
なお、前期の報告セグメント別売上高については変更後の区分により作成しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は35億３千１百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備
当社
奈良工場　ゴム製品製造設備
子会社（メキシコ）
ニッタムアーメキシコ　ホース・チューブ製品製造設備

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
当社
奈良工場　ゴム製品製造設備の更新

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または滅失に該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、特に重要なものはありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、米国経済は緩やかな成長が見込まれるものの、ドル高及び金融政策による景気への影響が懸念されるほか、欧州経済の回復も力強さを欠き、中国や新興国経済も成長が鈍化した状態が継続するなど、先行き不透明な状況が続くと見込まれます。国内経済につきましては、企業収益の改善による雇用や所得環境の良化傾向が個人消費につながる面もあり、緩やかながらも堅調に推移すると思われます。

このような環境下にあって、当社グループは、中長期経営計画『Ｖ２０２０』の第２フェーズの初年度の目標達成に向け、なすべき諸施策を確実に実行してまいります。

次期の連結業績につきましては、売上高は620億円（前年度比3.2%増）の微増収、損益面では、先行投資コストも勘案し、営業利益は40億円（前年度比3.1%増）、経常利益は96億円（前年度比0.9%増）、当期純利益は75億円（前年度比0.6%増）を予想しております。

株主様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	平成23年度 第83期	平成24年度 第84期	平成25年度 第85期	平成26年度 第86期 (当連結会計年度)
売　　上　　高	54,438百万円	50,782百万円	56,489百万円	60,089百万円
経　常　利　益	5,708百万円	4,893百万円	7,736百万円	9,518百万円
当　期　純　利　益	4,764百万円	3,848百万円	5,721百万円	7,458百万円
１株当たり当期純利益	162.83円	131.75円	197.20円	257.08円
総　　資　　産	74,597百万円	78,566百万円	90,954百万円	102,778百万円
純　　資　　産	55,929百万円	61,417百万円	71,540百万円	81,664百万円

（注）　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。なお、当社は、第86期において、従業員持株会信託型ＥＳＯＰを導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式に加算しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
		%	
株式会社パワーテクノ	50百万円	100.0	伝動・搬送用ベルト等の販売
ニッタテクノ株式会社	10百万円	100.0	伝動・搬送用ベルト等の販売
関西化工株式会社	20百万円	100.0	伝動・搬送用ベルト等の販売
協和工業株式会社	30百万円	100.0	空気清浄製品の販売
ニッタコーポレーションオブアメリカ	11百万US$	100.0	工業用ベルト等の製造・販売
ニッタムアーメキシコ	41百万MXP	100.0	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売
韓国ニッタムアー株式会社	450百万WON	50.0	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売
ニッタムアー科技(常州)有限公司	59百万人民元	100.0	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売

② 企業結合の成果

当社の連結対象会社は、上記の重要な８社を含め、連結対象子会社25社、持分法適用関連会社10社で構成されております。

当期の連結売上高は、600億８千９百万円（前年度比6.4%増）になりました。

また、連結経常利益は、95億１千８百万円（前年度比23.0%増）、連結当期純利益は、74億５千８百万円（前年度比30.4%増）となりました。

③ 技術提携の状況

技術提携の主要な相手先は、ドイツのトランスノルムシステム社及び米国のテクスキャン インク社等であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要製品
ベルト・ゴム製品事業	ベルト製品、搬送用製品、ゴム製品、プーリ、通信機器、電子機器
ホース・チューブ製品事業	樹脂ホース・チューブ製品、金具及びフィッティング、メカトロ製品
その他産業用製品事業	空調製品、センサ製品
不動産事業	土地及び建物の賃貸
経営指導事業	関係会社に対する経営指導
その他	自動車運転免許教習事業、山林事業、畜産事業、業務受託

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	大阪府大阪市浪速区	東京支店	東京都中央区
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区	福岡営業所	福岡県福岡市博多区
北陸営業所	石川県金沢市	静岡営業所	静岡県静岡市駿河区
奈良工場	奈良県大和郡山市	名張工場	三重県名張市
高知工場	高知県香美市	北海道事業所	北海道中川郡幕別町

② 子会社の主要な事業所

名称	所在地	名称	所在地
株式会社パワーテクノ	東京都葛飾区	ニッタテクノ株式会社	広島県広島市中区
関西化工株式会社	兵庫県神戸市長田区	協和工業株式会社	東京都中央区
ニッタコーポレーションオブアメリカ	米国ジョージア州	台湾ニッタ股份有限公司	中華民国台北市
韓国ニッタムアー株式会社	大韓民国慶尚北道亀尾市	ニッタムアー科技(常州)有限公司	中華人民共和国江蘇省

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,153 名	26 名 増

② 当社の従業員数

従業員数	前年度比増減
1,005 名	2 名 増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は少数のため省略しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
日本生命保険相互会社	200 百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　100,000,000株
(2) 発行済株式の総数　　30,272,503株
(3) 株主数　　3,663名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
新田ゴム工業株式会社	2,842千株	9.71%
アイビーピー株式会社	2,301	7.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,110	7.21
合同会社オンガホールディングス	1,430	4.88
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	1,306	4.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,197	4.09
ニッタ取引先持株会	1,037	3.54
ニッタ株式会社	1,014	－
CMBL S.A. RE MUTUAL FUNDS	897	3.06
JP MORGAN CHASE BANK 385166	701	2.39

（注）１．千株未満は切り捨てて表示しております。
２．持株比率は自己株式（1,014,340株）を控除して計算しております。なお、自己株式には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（従業員持株ＥＳＯＰ信託口）所有の当社株式240,100株を含んでおりません。
３．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、信託口を合算した数値で表示しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
國枝信孝	代表取締役会長（執行役員）	
新田元庸	代表取締役社長（執行役員）	
新田長彦	取締役	
西本　章	取締役（専務執行役員、コーポレートセンター長）	霓達(上海)企業管理有限公司董事長
浜里恵一	取締役（常務執行役員、工業資材事業部事業部長）	霓達精密伝動(常州)有限公司董事長
向　俊治	取締役（常務執行役員、ニッタ・ムアー事業部事業部長）	霓達摩尔科技(常州)有限公司董事長 霓達摩尔(広州)軟管有限公司董事長 霓達摩尔伊藤金属有限公司董事長
西村　修	取締役（執行役員、テクニカルセンター長）	
菅　充行	取締役	堺筋共同法律事務所　弁護士
山口俊郎	常勤監査役	
西野　駐	常勤監査役	
金村　毅	監査役	
正殿博章	監査役	ニッセイ保険エージェンシー㈱ 代表取締役社長

(注) １．取締役菅　充行氏は、社外取締役であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

２．監査役金村　毅及び正殿博章の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

３．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 平成26年６月25日開催の第85期定時株主総会において、向　俊治、西村　修及び菅　充行の各氏が取締役に新たに選任され、また、西野　駐氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 取締役木下正治及び田代盛夫の両氏は、平成26年６月25日開催の第85期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

(3) 常勤監査役吉田光男氏は、平成26年６月25日開催の第85期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

(4) 代表取締役社長國枝信孝及び取締役副社長新田元庸の両氏は、平成26年６月25日開催の取締役会において、新たに代表取締役会長及び代表取締役社長に選定されました。

４．監査役山口俊郎氏は、当社財務部門及び事業部管理部で経理・管理の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

５．　当社は、執行役員制度を導入しており、平成27年３月31日現在の執行役員は上表６名の兼務取締役のほか、次のとおりであります。

氏　　名	地位及び担当
永　矢　敏　則	執行役員（コーポレートセンター経営管理、総務ＣＳＲ担当）
黒　川　泰　雄	執行役員（クリーンエンジニアリング事業部長）
井　上　一　美	執行役員（ニッタ・ムアー事業部副事業部長営業担当兼オート事業グループ長）
小　林　武　史	執行役員（コーポレートセンター人事担当）
大　塚　一　彦	執行役員（コーポレートセンター経営戦略担当）
芳　村　恵　司	執行役員（安全環境品質担当兼生産技術センター長）

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	報酬等の額
取　締　役	10名	227百万円（うち社外取締役１名５百万円）
監　査　役	５名	56百万円（うち社外監査役２名13百万円）

（注）１．　期末現在役員は、取締役８名、監査役４名ですが、支給人員及び支給額には、当期中に退任した取締役２名、監査役１名を含んでおります。
２．　取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．　取締役の報酬限度額は、平成18年６月28日開催の第77期定時株主総会決議において年額240百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。
４．　監査役の報酬限度額は、平成６年６月29日開催の第65期定時株主総会決議において年額80百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

社外役員の重要な会議への出席の状況ならびに発言の状況

氏　　名	出席の状況 (出席回数)	主な活動状況
管　　充　行	取締役会９回 社外役員連絡会８回 CSR推進・リスク管理委員会３回	社外役員連絡会において、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を行い、取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 また、CSR推進・リスク管理委員会にて、グループ全体のリスクマネジメント推進について助言を行っております。
金　村　　毅	取締役会11回 監査役会12回 社外役員連絡会８回 CSR推進・リスク管理委員会３回	社外役員連絡会において、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を行い、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、CSR推進・リスク管理委員会にて、グループ全体のリスクマネジメント推進について助言を行っております。
正　殿　博　章	取締役会11回 監査役会12回 社外役員連絡会８回 CSR推進・リスク管理委員会３回	社外役員連絡会において、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を行い、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、CSR推進・リスク管理委員会にて、グループ全体のリスクマネジメント推進について助言を行っております。

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は11回、監査役会の開催回数は12回、社外役員連絡会の開催回数は８回、CSR推進・リスク管理委員会の開催回数は３回であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結し、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度とします。

③ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	47百万円
②	公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	２百万円
③	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(4) 非監査業務の内容
当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）として、当社の行う海外子会社幹部に対する報酬マネジメントの強化及び新報酬ポリシーの導入・運用に関しての助言業務を依頼し対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。
（注）上記は事業年度末日の方針を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、会計監査人の選任及び解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の決定権限は監査役会が有することとなりましたので、平成27年５月７日開催の監査役会において、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を決議しております。

(6) 子会社の監査に関する事項
当社の重要な子会社のうち、台湾ニッタ股份有限公司、韓国ニッタムアー株式会社、ニッタムアーメキシコは、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

６．会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

内部統制システムの基本方針

当社は、会社法第362条第４項第６号及び同法施行規則第100条に基づき、「経営理念」及び「経営指針」の実現のために、内部統制システムの構築に関する基本方針をつぎのとおり定め、これを常に見直しつつ改善を行い、当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を整備する。

①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、株主総会及び取締役会議事録を文書で記録し、10年間保存する。

また、その他重要文書は、社内規程に則り管理する。なお、監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧することができるものとする。

②取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理を担当する機関として、社外取締役並びに社外監査役が出席するＣＳＲ推進・リスク管理委員会を定期的に開催し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応を審議する。

○ＣＳＲ推進・リスク管理委員会内には、次の委員会を設け、ＣＳＲの推進並びにリスクの把握及び回避・防止に取り組む。

・コンプライアンス、品質、環境、労働安全衛生、情報管理、輸出管理等に関するワーキンググループ
・地震、火災等に関する災害対策委員会
・上記以外の非常事態発生時にグループ全体で対応するための緊急対策委員会

○当社グループの役員及び使用人が法令及び社会通念等を遵守した行動をとり、ＣＳＲ活動を推進するため、ニッタグループ行動憲章を定め、役員及び使用人への教育・研修を推進する。

また、社内の不正行為等の未然防止や早期発見を目的とした内部通報制度（グループホットライン）を設ける。

○財務報告の適正性を確保するための体制を構築し、運用する。

○当社グループのリスクに関する内部監査を実施する体制を整備し、運用する。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

○当社グループにおける各職位の権限及び責任の範囲については、「職務権限規程」、「稟議決裁規程」並びに「関係会社管理規程」により適切に定め、効率的に職務執行する体制を確保する。

○取締役会の意思決定の迅速化とリスク管理のため、重要事項は、常勤役員で構成される経営会議で事前に協議・検討した後、取締役会で審議を行う。

○執行役員制度の下、取締役会の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離させるとともに業務執行権限の委譲を行い、効率的な業務執行を図る。

④当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

○当社グループ会社を含めた役員及び使用人が守るべき行動規範を定めたニッタグループ行動憲章に基づき、グループ全体として、法令及び社会通念等の遵守とＣＳＲ活動を推進する。

○当社グループ会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき、主管部門を定め、管理・助言・指導を行うとともに、経営上必要な事項に関しては、主管部門を通じて当社への定期的な報告を義務づける。

○次のような事項に関しては、担当部署を定め、当社とグループ会社で協力、支援を行う。

・ＣＳＲ、ＩＳＯ、労働安全衛生の推進
・非常事態発生時の当社への報告体制等を定めた「危機管理マニュアル」作成
・当社内部監査部門による監査

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織を設け、監査役会の主導で職務を遂行する専属の使用人を置く。また、内部監査担当者をはじめ、社内関係者により協力を行う。

⑥前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動に関しては、事前に監査役会と協議する。

⑦当社並びに当社子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社並びに当社子会社の取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告すべき事項は、下記を含む法令、定款その他の社内規程に定められた事項とする。

・会社に著しい損害及び影響を及ぼすおそれのある事実
・取締役、執行役員及び使用人の職務遂行に関して、当社の目的の範囲外の行為、法令・定款に違反する行為をしていると認められる場合またはそのおそれがある場合には、その事実
・内部通報制度（グループホットライン）を利用して通報された情報のうち重要な事項
・上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、経営会議、業況報告会等の重要会議に出席し、意見を述べることができ、これら監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求については、その内容に係らず遅滞なく全額を支払うものとする。

また、内部監査部門並びに子会社の監査役は、実施した監査結果に関して、監査役と定期的な報告会を行い、情報の共有化を図る。

⑨反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向け、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える勢力・団体には法令に基づき毅然として対処することとする。その旨を「ニッタグループ行動憲章」に定め、反社会的勢力と一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わないこととする。

反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を総務ＣＳＲグループとし、事案発生時の報告及び対応に係るマニュアル等の整備を行い、反社会的勢力には警察・暴力追放センター等関連機関と連携を図り、組織的に対処する。

（注）上記は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年３月６日開催の取締役会において決議し、平成27年４月１日に改訂した基本方針であります。

なお、監査報告において相当性を表明する内部統制システムの基本方針は、当該事業年度中に存在した改訂前の基本方針であります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容及びその取組み（概要）

当社取締役会は、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の賛同を得ずに、一方的に大規模買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方としては、当社の経営理念、経営指針、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを充分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社は、当社株式の大規模な買付行為がなされた場合において、これを受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであるという考えから、平成19年６月26日開催の株主総会において、買収防衛策の導入は株主総会の決議で定めることができるとする定款変更を行いました。また、同時に買収防衛策の内容についても株主の皆様にお諮りし、ご承認いただいております。また、本買収防衛策の有効期間は２年間としておりましたので、平成21年６月25日開催の第80期定時株主総会において、同内容の買収防衛策の有効期間を３年に変更し、平成24年６月26日開催の第83期定時株主総会においても承認を得て継続しております。

なお、その概要は次のとおりであります。

議決権割合が20％以上となるような当社株式の大規模買付行為を行おうとする者（当社取締役会が同意したものを除く）に対し、(1)事前に大規模買付者の概要、買付目的、買付価格の根拠及び経営方針などに関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提出すること、(2)当社取締役会による当該大規模買付行為に対する評価期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるべきであること、とするルールを設定し、このルールが遵守されない場合には、株主利益の保護のため、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う可能性があることといたしました。

また、大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に、取締役の善管注意義務に基づき、前記の対抗措置をとることもあるとしております。

なお、公正を期するため、大規模買付行為に対して、取締役会が講じる措置の是非を検討し、取締役会に勧告する機関として、当社の社外取締役、社外監査役及び経営諮問委員会の社外メンバーによる独立委員会を設置しております。

②具体的な取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

①に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、本対応方針の有効期間は３年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）　　単位：百万円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**51,614**	**流動負債**	**14,787**
現金及び預金	17,135	支払手形及び買掛金	11,167
受取手形及び売掛金	19,756	未払法人税等	617
有価証券	6,000	賞与引当金	911
たな卸資産	5,833	その他	2,090
繰延税金資産	663	**固定負債**	**6,326**
その他	2,272	長期借入金	829
貸倒引当金	△46	繰延税金負債	770
固定資産	**51,163**	役員退職慰労引当金	153
有形固定資産	**18,399**	退職給付に係る負債	3,484
建物及び構築物	11,052	その他	1,088
機械装置及び運搬具	3,073	**負債合計**	**21,113**
工具器具及び備品	682	**純資産の部**	
土地	2,484	**株主資本**	
リース資産	6	**資本金**	**8,060**
建設仮勘定	946	**資本剰余金**	**7,873**
その他	151	**利益剰余金**	**60,257**
無形固定資産	**458**	**自己株式**	**△2,119**
ソフトウェア	358	**株主資本合計**	**74,072**
その他	99	その他の包括利益累計額	
投資その他の資産	**32,306**	**その他有価証券評価差額金**	**2,360**
投資有価証券	31,154	**為替換算調整勘定**	**4,068**
長期貸付金	17	退職給付に係る調整累計額	△182
退職給付に係る資産	194	その他の包括利益累計額合計	6,246
繰延税金資産	111	**少数株主持分**	**1,345**
その他	883	**純資産合計**	**81,664**
貸倒引当金	△54		
資産合計	**102,778**	**負債及び純資産合計**	**102,778**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

単位：百万円

科目	金	額
売上高		60,089
売上原価		43,449
売上総利益		16,639
販売費及び一般管理費		12,760
営業利益		3,879
営業外収益		6,037
受取利息	48	
受取配当金	107	
業務代行収入	321	
持分法による投資利益	5,198	
為替差益	252	
その他	108	
営業外費用		398
支払利息	12	
業務代行費用	334	
その他	52	
経常利益		9,518
特別利益		73
固定資産売却益	13	
造林補助金	31	
受取保険金	23	
その他	5	
特別損失		436
固定資産売却・除却損	16	
造林圧縮損	50	
減損損失	351	
その他	18	
税金等調整前当期純利益		9,155
法人税、住民税及び事業税		1,296
法人税等調整額		187
少数株主損益調整前当期純利益		7,670
少数株主利益		212
当期純利益		7,458

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

単位：百万円

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,060	7,608	53,901	△1,868	67,702
当期変動額					
剰余金の配当			△1,102		△1,102
当期純利益			7,458		7,458
自己株式の取得				△631	△631
自己株式の処分		264		379	644
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	264	6,356	△251	6,369
当期末残高	8,060	7,873	60,257	△2,119	74,072

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,616	997	67	2,681	1,155	71,540
当期変動額						
剰余金の配当						△1,102
当期純利益						7,458
自己株式の取得						△631
自己株式の処分						644
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	743	3,071	△249	3,564	189	3,754
当期変動額合計	743	3,071	△249	3,564	189	10,124
当期末残高	2,360	4,068	△182	6,246	1,345	81,664

連結注記表

1.　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数　　25社

主要会社名：㈱パワーテクノ、ニッタテクノ㈱、
関西化工㈱、協和工業㈱、
ニッタコーポレーションオブアメリカ、
台湾ニッタ股份有限公司、韓国ニッタムアー㈱、
ニッタムアー科技（常州）有限公司
従来、連結子会社であったニッタアソシオ㈱（大阪市浪速区）を当社が吸収合併しております。また、ニッタコーポレーションタイLtd.を設立により連結の範囲に含めております。

・非連結子会社　　１社

名　称　賛友貿易（深圳）有限公司

理　由　小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①　持分法適用の非連結子会社　　なし

②　持分法適用の関連会社　　10社

主要会社名：ゲイツ・ユニッタ・アジア㈱、ニッタ・ハース㈱

③　持分法非適用の非連結子会社　　１社

名　称　賛友貿易（深圳）有限公司

理　由　連結純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうちニッタコーポレーションインディアPvtLtdを除く24社の決算日は12月末日であります。連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、当連結会計年度において、ニッタコーポレーションインディアPvt Ltdは、決算日を３月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。また、当連結会計年度における会計期間は15か月となっております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ

時価法

ハ．たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）……定額法

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

売上債権等の将来の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金

役員の退職金支給に備えるため、当社については過年度の打切り支給決定額に基づく将来支給見込み額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を翌連結会計年度より費用処理することとし、過去勤務費用についてはその発生時に費用処理することとしております。

⑤　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方式を従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しております。

この退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う期首の利益剰余金及び損益に与える影響はありません。

3．追加情報

（従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

(1) 取引の概要

当社は平成26年12月５日の取締役会において、当社グループ従業員を対象とする従業員持株会信託型インセンティブ・プランとして、従業員持株ＥＳＯＰ信託（以下、「ＥＳＯＰ信託」という。）の導入を決議いたしました。

従業員持株会信託型インセンティブ・プランでは、当社が信託銀行にＥＳＯＰ信託を設定します。ＥＳＯＰ信託は今後約５年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社普通株式を、借入金を原資として当社から第三者割当によって予め取得します。その後、ＥＳＯＰ信託は持株会に対して一定の計画に従って継続的にその時々の時価で当社普通株式を売却します。信託終了時点でＥＳＯＰ信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が信託収益として受益者要件を充足する者（持株会加入者）に分配されます。なお、当社は、ＥＳＯＰ信託が当社普通株式を取得するための借入に対し保証をしているため、ＥＳＯＰ信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてＥＳＯＰ信託内に当該株式売却損相当額の借入金残債がある場合は、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末 614 百万円、240 千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末 629 百万円

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳

商品及び製品	3,461百万円
原材料及び貯蔵品	2,097百万円
仕掛品	274百万円

(2) 減 価 償 却 累 計 額　35,178百万円

(3) 圧縮記帳額

① 国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額

建物及び構築物	12百万円
その他の有形固定資産（立木）	1,181百万円

② 当連結会計年度において、国庫補助金及び保険金の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

建物及び構築物	5百万円
その他の有形固定資産（立木）	50百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 研究開発費の総額　　1,657百万円

(2) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

（単位：百万円）

用途	種類	場所	減損損失額
空調製品製造設備	機械装置及び運搬具、工具器具及び備品、ソフトウェア	奈良工場（奈良県大和郡山市）	91
感温式テープ製品製造設備	機械装置及び運搬具、工具器具及び備品、ソフトウェア	奈良工場（奈良県大和郡山市）	159
乳牛育成設備	機械装置及び運搬具、その他（有形固定資産）	㈱新田牧場　新和牧場（北海道中川郡幕別町）	25
事務所	建物及び構築物	㈱パワーテクノ本社（東京都葛飾区）	19
空調製品製造設備	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具器具及び備品	台湾ニッタ股份有限公司　平鎮工場（中華民国桃園県）	54

当社グループは、主として管理会計上の区分に基づく主要製品群別にグルーピングを行っております。なお、賃貸用不動産、遊休資産等については個別物件単位にてグルーピングを行っております。

市況の悪化により営業活動から生じる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなる見込みである資産グループの空調製品製造設備、感温式テープ製品製造設備、乳牛育成設備について帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、建て替えを意思決定した㈱パワーテクノの本社事務所は、帳簿価額を１円まで減額しております。

減損損失の内訳は、建物及び構築物25百万円、機械装置及び運搬具220百万円、工具器具及び備品73百万円、その他（有形固定資産）25百万円、ソフトウェア６百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定し、他への転用や売却が困難であるものについては備忘価額１円としております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式	株	株	株	株
普通株式	30,272,503	―	―	30,272,503
自己株式				
普通株式	1,259,509	246,874	251,943	1,254,440

（注）１．自己株式（普通株式）の増加246,874株は、ニッタ従業員持株ＥＳＯＰ信託による株式の取得246,000株及び単元未満株式の買い取り874株によるものであります。

２．自己株式（普通株式）の減少251,943株は、ニッタ従業員持株ＥＳＯＰ信託への株式の売却246,000株、ニッタ従業員持株ＥＳＯＰ信託から従業員持株会への株式の売却5,900株及び単元未満株式の売り渡し43株によるものであります。

(2) 配当金に関する事項

① 配当金の支払

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当金額	基準日	効力発生日
平成26年６月25日開催第85期定時株主総会	普通株式	580百万円	20円	平成26年３月31日	平成26年６月26日
平成26年11月７日開催取締役会	普通株式	522百万円	18円	平成26年９月30日	平成26年12月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成27年６月24日開催の第86期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当金額	基準日	効力発生日
平成27年６月24日開催第86期定時株主総会	普通株式	731百万円	利益剰余金	25円	平成27年３月31日	平成27年６月25日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心に安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは、為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。有価証券及び投資有価証券のうち有価証券は譲渡性預金であります。また、投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。デリバティブ取引に関しては社内規程を設け、取引の実行及び管理は資金担当部門が行っております。なお、デリバティブ取引の状況は、その都度社内関連部門及び担当役員に報告され、取引状況の把握ならびに必要な対応策について協議がなされております。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含めておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)　現金及び預金	17,135	17,135	－
(2)　受取手形及び売掛金	19,756	19,756	－
(3)　有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	13,567	13,567	－
(4)　流動資産その他			
金銭の信託	999	999	－
資産計	51,458	51,458	－
(1)　支払手形及び買掛金	11,167	11,167	－
負債計	11,167	11,167	－
デリバティブ取引(＊)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	－

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で示しています。

（注１）　金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形及び売掛金

これらはその大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなして、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなして、当該帳簿価額によっています。また、株式は市場価額によっています。

(4) 流動資産その他（金銭の信託）

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっています。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

デリバティブ取引

為替予約取引の時価については、先物為替相場によっております。

（注２） 非上場株式等（連結貸借対照表計上額23,587百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用不動産を所有しております。賃貸用不動産は、賃貸収益を得ることを目的とした賃貸オフィスビル（土地を含む。）、賃貸商業施設（土地を含む。）であります。なお、賃貸オフィスビル、賃貸商業施設の一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	1,254	△70	1,183	1,314
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	4,550	△151	4,399	8,971

（注１） 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２） 当期増減額の「賃貸等不動産」、「賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産」は主として、減価償却による減少であります。

（注３） 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する平成27年３月期における損益は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	賃貸収益	賃貸費用	差額
賃貸等不動産	243	113	130
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	748	529	218

9. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　2,767円88銭

(2) １株当たり当期純利益　257円８銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）　　単位：百万円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**37,906**	**流動負債**	**11,798**
現金及び預金	11,513	支払手形	517
受取手形	5,967	買掛金	8,668
売掛金	9,653	短期借入金	600
有価証券	6,000	未払金	628
金銭の信託	999	未払費用	184
商品及び製品	1,473	未払法人税等	146
仕掛品	68	預り金	123
原材料及び貯蔵品	603	賞与引当金	854
前払費用	69	設備関係支払手形	71
繰延税金資産	380	その他	2
その他	1,209	**固定負債**	**5,073**
貸倒引当金	△ 33	長期借入金	829
固定資産	**34,982**	退職給付引当金	3,051
有形固定資産	**13,692**	役員退職慰労引当金	153
建物	8,813	その他	1,038
構築物	290	**負債合計**	**16,871**
機械装置	1,321	**純資産の部**	
車両運搬具	7	**株主資本**	
工具器具備品	432	**資本金**	**8,060**
土地	1,714	**資本剰余金**	
建設仮勘定	891	資本準備金	7,608
その他	221	その他資本剰余金	
無形固定資産	**346**	自己株式処分差益	264
ソフトウェア	308	**資本剰余金合計**	**7,873**
その他	37	**利益剰余金**	
投資その他の資産	**20,943**	利益準備金	503
投資有価証券	7,540	その他利益剰余金	
関係会社株式	7,590	圧縮積立金	260
関係会社出資金	4,778	別途積立金	12,900
関係会社長期貸付金	675	繰越利益剰余金	26,262
長期前払費用	105	**利益剰余金合計**	**39,926**
前払年金費用	150	**自己株式**	**△ 2,119**
繰延税金資産	3	**株主資本合計**	**53,741**
その他	152	**評価・換算差額等**	
貸倒引当金	△ 54	**その他有価証券評価差額金**	**2,275**
		評価・換算差額等合計	**2,275**
		純資産合計	**56,017**
資産合計	**72,888**	**負債及び純資産合計**	**72,888**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

単位：百万円

科目	金	額
売上高		40,902
売上原価		31,119
売上総利益		9,782
販売費及び一般管理費		8,258
営業利益		1,523
営業外収益		4,492
受取利息	27	
受取配当金	4,102	
業務代行収入	321	
雑収入	40	
営業外費用		364
支払利息	13	
業務代行費用	334	
雑損失	17	
経常利益		5,651
特別利益		125
受取保険金	23	
造林補助金	31	
関係会社株式有償減資払戻差益	57	
その他	13	
特別損失		314
固定資産除却損	7	
造林圧縮損	50	
減損損失	251	
その他	5	
税引前当期純利益		5,462
法人税、住民税及び事業税		465
法人税等調整額		266
当期純利益		4,730

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

単位：百万円

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,060	7,608	0	7,608	503	252	12,900	22,642	36,298
当期変動額									
剰余金の配当								△1,102	△1,102
税率変更に伴う圧縮積立金の増加						12		△12	－
圧縮積立金の取崩						△5		5	－
当期純利益								4,730	4,730
自己株式の取得									
自己株式の処分			264	264					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	264	264	－	7	－	3,620	3,627
当期末残高	8,060	7,608	264	7,873	503	260	12,900	26,262	39,926

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,868	50,100	1,554	1,554	51,654
当期変動額					
剰余金の配当		△1,102			△1,102
税率変更に伴う圧縮積立金の増加		－			－
圧縮積立金の取崩		－			－
当期純利益		4,730			4,730
自己株式の取得	△631	△631			△631
自己株式の処分	379	644			644
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			721	721	721
当期変動額合計	△251	3,641	721	721	4,362
当期末残高	△2,119	53,741	2,275	2,275	56,017

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項
(1) 資産の評価基準及び評価方法
イ．有価証券
子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……移動平均法による原価法
ロ．たな卸資産
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
(2) 固定資産の減価償却の方法
イ．有形固定資産（リース資産を除く）…定額法
ロ．無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
ハ．リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
(3) 引当金の計上基準
イ．貸倒引当金
売上債権等の将来の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
ハ．退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとし、過去勤務費用についてはその発生時に費用処理することとしております。
ニ．役員退職慰労引当金
役員の退職金支給に備えるため、過年度の打切り支給決定額に基づく将来支給見込み額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(「退職給付に関する会計基準」の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方式を従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しております。

この退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う期首の利益剰余金及び損益に与える影響はありません。

3. 追加情報

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 取引の概要

当社は平成26年12月５日の取締役会において、当社グループ従業員を対象とする従業員持株会信託型インセンティブ・プランとして、従業員持株ＥＳＯＰ信託（以下、「ＥＳＯＰ信託」という。）の導入を決議いたしました。

従業員持株会信託型インセンティブ・プランでは、当社が信託銀行にＥＳＯＰ信託を設定します。ＥＳＯＰ信託は今後約５年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社普通株式を、借入金を原資として当社から第三者割当によって予め取得します。その後、ＥＳＯＰ信託は持株会に対して一定の計画に従って継続的にその時々の時価で当社普通株式を売却します。信託終了時点でＥＳＯＰ信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が信託収益として受益者要件を充足する者（持株会加入者）に分配されます。なお、当社は、ＥＳＯＰ信託が当社普通株式を取得するための借入に対し保証をしているため、ＥＳＯＰ信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてＥＳＯＰ信託内に当該株式売却損相当額の借入金残債がある場合は、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式
信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末614百万円、240千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額
当事業年度末629百万円

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	29,330百万円
(2) 偶発債務	
保証債務	25百万円

他社の為替予約等に対する保証を行っております。

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	5,338百万円
長期金銭債権	675百万円
短期金銭債務	1,212百万円
長期金銭債務	28百万円

(4) 圧縮記帳額

① 国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額

構築物	12百万円
その他の有形固定資産（立木）	1,181百万円

② 当事業年度において、国庫補助金及び保険金の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

構築物	5百万円
その他の有形固定資産（立木）	50百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	13,185百万円
仕入高	6,206百万円
販売費及び一般管理費	176百万円
営業取引以外の取引高	4,369百万円

(2) 研究開発費　1,646百万円

(3) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

（単位：百万円）

用途	種類	場所	減損損失額
空調製品製造設備	機械装置、工具器具備品、ソフトウェア	奈良工場（奈良県大和郡山市）	91
感温式テープ製品製造設備	機械装置、車両運搬具工具器具備品、ソフトウェア	奈良工場（奈良県大和郡山市）	159

当社は、主として管理会計上の区分に基づく主要製品群別にグルーピングを行っております。なお、賃貸用不動産、遊休資産等については個別物件単位にてグルーピングを行っております。

市況の悪化により営業活動から生じる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなる見込みである資産グループの空調製品製造設備、感温式テープ製品製造設備について帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

減損損失の内訳は、機械装置175百万円、車両運搬具０百万円、工具器具備品68百万円、ソフトウェア６百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定し、他への転用や売却が困難であるものについては備忘価額１円としております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,259,509	246,874	251,943	1,254,440
合計	1,259,509	246,874	251,943	1,254,440

（注）１．自己株式（普通株式）の増加246,874株は、ニッタ従業員持株ＥＳＯＰ信託による株式の取得246,000株及び単元未満株式の買い取り874株によるものであります。

２．自己株式（普通株式）の減少251,943株は、ニッタ従業員持株ＥＳＯＰ信託への株式の売却246,000株、ニッタ従業員持株ＥＳＯＰ信託から従業員持株会への株式の売却5,900株及び単元未満株式の売り渡し43株によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	977百万円
関係会社株式・関係会社出資金評価損	520
減損損失	326
賞与引当金	280
その他	232
繰延税金資産小計	2,337
評価性引当額	△730
繰延税金資産合計	1,606
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,057
固定資産圧縮積立金	△123
その他	△43
繰延税金負債合計	△1,223
繰延税金資産の純額	383

(2) 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.38%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは32.83%、平成28年４月１日以降のものについては32.06%にそれぞれ変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が28百万円減少し、法人税等調整額が137百万円、その他有価証券評価差額金が109百万円それぞれ増加しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	議決権等の所有(被所有)割合(%)	事業の内容	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員等の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱パワーテクノ	東京都葛飾区	50	所有100.0	ベルト・ゴム製品事業	－	当社製品の販売及び経営指導	売上	1,935	売掛金	848
関連会社	ゲイツ・ユニッタ・アジア㈱	大阪市浪速区	380	所有 49.0	タイミングベルト、プーリの製造販売	兼任１人	当社取扱商品の製造、不動産の賃貸、間接業務の受託	仕入	4,397	買掛金	415

（注） 取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し、一般取引条件と同様に決定しております。

9. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,930円42銭

(2) １株当たり当期純利益　163円５銭

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

ニッタ株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　西　幹　男　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　入　山　友　作　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ニッタ株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッタ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

ニッタ株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　西　幹　男　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　入　山　友　作　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ニッタ株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（２）計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月８日

ニッタ株式会社　監査役会

常勤監査役　山　口　俊　郎　㊞

常勤監査役　西　野　　駐　㊞

社外監査役　金　村　　毅　㊞

社外監査役　正　殿　博　章　㊞

以　上